

## 令和6年度第2回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■日 時：令和6年1月25日（月）午後2時

■場 所：府中駅北第二庁舎 3階会議室

■出席者：（敬称略）

### <委員>

曾根直樹、北條正志、中川さゆり、高橋美佳、長崎昌尚、  
永井雅之、吉井康之、高橋史、星千賢、  
恩田興一、寺澤元一、岡本直樹

### <事務局>

福祉保健部長、福祉保健部次長兼生活福祉課長、  
障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、  
子ども発達支援センター所長、障害者福祉課給付係長、  
障害者福祉課主査3名、障害者福祉課主任、障害者福祉課事務、  
地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐

■傍聴者：なし

■議 事：

1. 前回の会議録について 【資料1】
2. 進行管理の進め方について 【資料2】
3. 障害者計画の進行管理及び重点施策について 【資料3・4】
4. 府中市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の  
進行管理及び成果目標について 【資料5・6】
5. その他

■資 料：

### 【事前配布資料】

資料1 前回会議録（案）

資料2 進行管理の進め方

資料3 障害者計画（令和3年度～令和8年度）進行管理一覧表

資料4 重点施策について

資料5 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）  
進行管理一覧表（令和3年度～令和5年度）

資料6 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る実施状況（成果目標関係）

### 【当日配布資料】

席次表

※修正※【資料1】障害者計画推進協議事録

※修正※【前回会議資料5】スケジュール案

## 議事

### ■会長

定刻となりましたので、第2回府中市障害者計画推進協議会を始めさせていただきます。本日の会議ですがおおむね2時間程度を予定しております。本日午前中に市の福祉施設を2か所見学させていただきまして、ご参加いただいた皆様ありがとうございました。私も参加させていただきましたが、具体的に現場を見ますとイメージが持ちやすいと感じました。見学に対応してくださいった職員の皆様ありがとうございました。まずは委員の出席状況について、事務局からご報告をお願いします。

### ■事務局

午前中参加された方、お疲れ様でした。ありがとうございます。それでは本日の委員の出席状況ですが、事前に大村委員、豊島委員、相賀委員、安岡委員、石川委員の5名の方より欠席とのご連絡をいただいております。山口委員から連絡等はありませんが、後ほど参加いただけると思います。現段階で18名中12名の委員に出席いただいておりまして、本協議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。以上です。

### ■会長

ありがとうございました。11人ですよね。星委員がまだご到着されていないので、

### ■事務局

11人です。申し訳ございません。

### ■会長

11人ですが、定足数は満たしているということでよろしいですね。ありがとうございました。続きまして事務局から資料のご確認をお願いいたします。

### ■事務局

それでは資料の確認をさせていただきます。まず事前に皆様に送付しております資料として、6点ございます。資料1「前回会議録

(案)」、資料2「進行管理の進め方」、資料3「障害者計画（令和3年度～令和8年度）進行管理一覧表」、資料4「重点施策について」、資料5「障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）進行管理一覧表」、資料6「障害福祉計画・障害児福祉計画に係る実施状況（成果目標関係）」となります。その他、本日机上に「会議次第」、「席次表」、前回の協議会でご指摘のありました前回資料5「スケジュール案（修正版）」、「諮問書の差し替え版」、「議事録の修正のご指摘いただいた資料」を配布しております。お手元にそろっておりますでしょうか。もし不足等がありましたら後ほどでも構いませんので、事務局の方に申し出いただければと思います。また障害者計画の冊子（青色）のものになりますが、こちら本日お持ちでない方いらっしゃいましたらお声がけいただければお貸し出来ますので、手を挙げていただければと思います。

### ■ 事務局

本日机上に置かせていただいている資料のスケジュール案ですが、前回からの修正部分についてですけれども令和8年度10月に記載があります⑭「市長への答申について」ですが、前回の資料では下段の障害福祉・障害児福祉計画のみにしか記載していませんでしたが、上段の障害者計画についても同様となりますので、上段まで枠を広げさせていただいたものに差し替えさせていただいております。また表の外の右下に記載の実施回数につきましても全10回と記載しておりましたが、全6回に書き換えをさせていただいております。次に「諮問書の写し」についてですが、諮問事項（1）府中市障害者計画の諮問内容が「適切な推進」のみの記載となっていましたので、「同計画の策定について」を追記する必要がありましたので、こちらも訂正し再度配布させていただいております。資料の確認につきましては以上となります。

### ■ 会長

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。

#### 1. 前回の会議録について

### ■ 会長

議事の1番「前回の会議録について」、事務局からご説明をお願いいたします。

### ■ 事務局

それでは資料1「第1回会議の会議録（案）」をご覧ください。また本日当日資料で一部事前に修正をいただいておりまして、そちらの内容も合わせてご覧ください。ご承認いただきましたら所定の手続きの上、会議録の公開を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

### ■ 会長

ありがとうございました。修正を申し出になった委員の方、修正点は反映されているということでよろしいですか。

### ■ 委員

私の滑舌が悪かったこともあります、修正させていただきました。

### ■ 会長

わかりました。それでは一応これで確定ということにさせていただきまして、会議録の公開について事務局の方で進めていただければと思います。では次の議題に入りたいと思います。

## 2. 進行管理の進め方について

### ■ 会長

議事の2番「進行管理の進め方について」です。事務局からご説明をお願いいたします。

### ■ 事務局

資料2「進行管理の進め方」について説明をさせていただきます。「1. 進行管理とは」「（1）障害者計画における進行管理」をご覧ください。障害者計画で定めた132個の事業について、障害者計画推進協議会で点検及び評価をいたします。毎年、前年度の実行・評価・改善と今年度の計画の確認を行っていただきます。評価の目安についてはその下の図の通りとなります。計画事業の内容の通り実施出

来たものについては○、計画事業の内容の一部を実施出来たものについては△、実施しなかったものについては×とさせていただいております。続きまして、「（2）障害福祉計画における進行管理」を説明させていただきます。障害福祉計画の進行管理一覧表（資料4）に基づき、令和5年度の進捗状況について、計画量に対する達成状況を5段階（◎○□△×）で判定しています。計画の確保量によりまして評価が異なってまいります。80%以上確保出来たものについては◎、60%～79%のものについては○、40%～59%のものについては□、20%～39%のものについては△、19%以下のものについては×になっております。続いて、「2. 進行管理の流れ」「（1）各委員の進行管理手順」を確認させていただきます。事前に送付させていただいた各計画の進行管理一覧表を確認していただきまして、判定に関する意見をまとめておきます。「（2）会議での進行管理手順」については、会長の進行により各委員の意見などを確認しながら両計画の進行管理を行います。本日は議事3で障害者計画、議事の4で障害福祉計画及び障害児福祉計画についてのご意見を頂戴出来ればと思っています。「（3）協議する際の留意点」「進捗状況」の判定については「『事業内容』に即して令和5年度の事業が実施されたか」という観点で判定します。なお資料の方では令和2年度と誤って記載しておりますので、令和5年度に修正をお願いします。事業内容に記載してある制度そのものの是非の判断、計画の良し悪しの評価とならないよう気を付けていただきたいと思います。以上です。

## ■会長

ありがとうございました。初めての委員には手順がわかりにくいかもしれませんが、こちらの資料3を開けていただきますとこんな感じの一覧表が出てくるのですが、ここでいうと令和3年度、4年度、5年度という計画の評価がありますと、令和3年度と4年度については既にこちらの委員会で評価済みということになっております。令和5年度の評価について、これは評価案ということですので、○、△、×についての是非を皆様からご意見をいただきたい、あるいはどうしてこういう評価になったのかというご質問をしていただくということになります。それから計画の良し悪しにならないようにというのは既に計画そのものは議会で議決をされて執行されている計画になりますので、今の段階でこの計画が良かったか、悪かったかということは言つても反映出来ませんので、計画に対するご意見については次の計画策

定の中でご意見をいただきて、今回は立てた計画に対する評価がどうかという観点からご意見をいただければということでよろしくお願ひいたします。それから非常にボリュームがありますので、なかなか全てを丁寧に見切れないと思います。おそらく今日は障害者計画の評価だけで終わり切れるかどうかという感じなのですが、障害福祉計画と障害児福祉計画については終わり切らなければ次の会議の時にも時間を取りますので、今日何が何でも全部やり切るというよりも丁寧に評価を確認していただくということを第一に考えていただけたらと思います。それにしてもボリュームがありますので、今日議論したことも家に帰って見直してみたらここはやはり疑問があったとか、評価を直した方が良いのではないかというご意見がありましたら次回また言つていただくことも出来ますので、その旨をご承知いただければと思います。何か進行についてご質問がありますでしょうか。いかがですか。進行の方は大丈夫ですか。

(発言者なし)

■会長

では疑問点がありましたら評価の中でも出していただければと思います。

3. 障害者計画の進行管理及び重点施策について

■会長

続いて、議事の3番「障害者計画の進行管理及び重点施策について」ご説明をお願いいたします。目標毎に区切って説明していただいた後に、皆様のご意見を伺うという感じで進めていきたいと思います。それから事務局からは○になっているところは基本的に計画を達成出来たという評価になりますので、達成出来なかつた、あるいは△がついている項目について中心にご説明いただきます。ただ皆さんのお目で見ていただいてなぜこれが○なのかとか、そういう疑問がありましたら是非聞かせていただきたいと思います。事務局からご説明お願ひいたします。

■事務局

始めに障害者計画についてですが、恐れ入りますが青色の冊子「府中市障害者計画」の 55 ページをお開き願います。2 の「計画の基本目標」として、障害者計画では「障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、基本目標 1 の「協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」から基本目標 6 の「障害のある児童への支援の充実」まで、6 つの基本目標を定めています。70 ページより各基本目標に向けた取組を記載しております 6 つの基本目標に対し、132 個の事業を位置づけ、目標達成に向けて実施する各事業の内容を記載しております。それでは資料 3 をご覧ください。資料の 1 枚目が目次となっております。2 枚目から 4 枚目が 6 つの基本目標に対する方針及び施策、その達成に向けて実施する 132 の事業名、担当課を体系的に示しております。5 枚目以降が 132 の事業に対する進行管理一覧表となります。各ページの下に小さい文字で申し訳ありませんが、1 / 132 というように示しているのが 1 枚目の目次に記載しておりますページ数となっております。各進行管理一覧表の中でページ中段から下段にかけて、青く反転させている部分が今回、事務局で担当課から回答をいただき、とりまとめた部分となりまして令和 5 年度の実施内容、評価、改善の各欄について、全事業の取組状況などを示しております。本日は基本目標毎に区切らせていただき、進行していくかと思っております。これから順に各基本目標についてご意見をいただきますが、事務局からの説明は基本目標毎に令和 5 年度の評価欄が△、×、ーと記載されているものについてご説明させていただきます。事務局の説明が終わりましたら委員の方からご意見をいただくというような流れとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。また資料 4 につきましては基本目標に対する施策の中で、特に力を入れて取り組むこととしている重点施策についての進捗状況をお示ししておりますので、そちらも議論の際にご活用ください。それでは基本目標 1 の事業の説明を行います。進行管理一覧表のページ下にある、8 / 132 ページをお願いいたします。目標 1 は事業番号 8 番「交通事業者との連携強化」、計画書では 71 ページになります。こちらについての評価は△となっております。進行管理表に記載されている内容が評価理由となっております。目標 1 については以上になります。

## ■会長

ありがとうございました。目標1「協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」については「交通事業者との連携強化」のところが△ということで、あとは○という評価になっています。なぜ△なのかというとホームドア整備事業が半導体不足に伴う機械製作の遅れにより、令和5年度中に実施出来ずに事業期間を延長したからということになっています。若干補足させていただきますと障害者計画というのは障害者基本法に基づいて作られている計画で所管が内閣府になりますので、交通事業者のことが出ていますが幅広く社会で起こっている全てのことに対して障害がある人の生活を良くしていくために、こういうことを進めることを網羅的に策定されている計画になります。障害福祉計画というこの後に検討する計画は厚生労働省が所管している障害者総合支援法というサービス給付法に基づく計画で、そこはサービスの提供量という見込み量を数値で策定していますので、それが達成されたかどうかということが数字ベースで見ることが出来るということになっております。補足させていただきました。基本目標1についてご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。委員、どうぞ。

### ■ 委員

まず午前中の視察の対応ありがとうございました。勉強になりました。さて進行管理一覧表の基本目標1の事業番号5番なのですが、

### ■ 会長

ページ数を教えていただいて良いですか。

### ■ 委員

5／132でございます。ここは障害がある人の表記について、障害の「害」の字をひらがなで表記することについての検討をしますということになっております。これは当事者の方々にとって非常に関心がある部分であれば平仮名で表記するということが早く達成出来れば良いと思うのですが、注視し検討をするとR5もそうなっています。その検討状況というのは過去令和3年、4年、5年と3年間検討されている具体的な内容、事務局からもしお教えいただければありがたく存じます。

### ■ 会長

ありがとうございました。では事務局からお願ひいたします。

### ■ 事務局

「害」の字の表記についてということはこの協議会以外でも市民の方からも「害」の字を漢字で使うことによってイメージがよくない、阻害の「害」の字を使っておりますので、そういったところからそういうイメージが強く、平仮名表記にしてはどうかというご意見も寄せられています。現況といたしましてはその都度検討しているのですが、そもそも国の事業等に関して障害の「害」の字を平仮名表記に直すというところまでは議論が進んでいない状況にあります。基本的には国の事業等を踏まえて本格的に国の方で「害」の字を平仮名表記で周知を図るということであれば、府中市の方でも検討していこうというふうには考えている状況で、現在はそのまま漢字表記を使わせていただいている状況です。

### ■ 委員

ありがとうございます。国の方の対応を見守っている、待っているということでもし「害」の字を平从名表記にすれば、国に合わせてやっていくということの検討という意味でよろしいのでしょうか。

### ■ 会長

では事務局からお願ひします。

### ■ 事務局

その通りでございます。

### ■ 委員

ありがとうございます。そうすると検討しているということ自体が○ということなのですね。達成されたから○ではないということでございますか。わかりました。参考までに内閣府の共生社会政策統括官のホームページによると、10の道府県と5の政令指定都市では「害」の字が平从名表記になっているようです。これは待っているというだけではなく率先して出来れば良いということで、これは計画の良し悪しの議論になってしましますので、今は控えておきます。ありがとうございました。

## ■会長

ありがとうございました。「害」の字をどうするかというのは様々な議論があるところで、委員が一番詳しいと思いますが、何か補足はありますか。

## ■委員

補足というほどではありませんが、あまり漢字は悪くないというかそういう感じです。どちらかというと社会をどう変えていくかということの方に重きを置いているような印象が、ここ最近では多いのではないかかなと思います。一時盛んにそういった議論がされていた時期がありました。私自身も含めてあまりそこまでこだわってはいない感じはあります。

## ■会長

ありがとうございます。一度平成21年か22年ぐらいに内閣府で検討されたのですが、その時に最終的には結論が出ませんでした。なぜかというと1つは障害の社会モデルということが言われるようになってきて、障害があるのは本人ではなくて社会の方だというような認識もだいぶ強くなってきていまして、だとするとむしろ「害」の字を平仮名表記にするよりも社会に害があるのだから「害」でもいいのではないかというそういった論調も実は当事者の方を中心にあります。もう1つは碍子の「碍」という字を当てるというのが元々そういう漢字だったのではないかという国語的な解釈もありまして3つの説があります。このまま障害の社会モデルなのだから「害」の字で良いという意見、平仮名表記で「がい」というふうに柔らかく表現した方が良いのではないかという意見、碍子の「碍」というそもそも日本の漢字が使っていたものを当てた方が良いのではないかという意見で、結局それは内閣府で当事者の方達も参加した会議の中で出なかったので、今のところ府中市としては情勢を見守っているということと私は理解しました。もし積極的に見直しても良いのではないかというご意見があれば計画策定の委員会の中でも議題としてご提案いただいても良いと思います。考えることが大事だと思います。他にいかがでしょうか。はい。委員。

## ■委員

事業番号7番、7／132ページですが、バリアフリーマップをホームページにも掲載したということでございますが、見させていただくと更新が2021年5月6日のままになっている。そうなると令和3年は○で良いと思いますが、令和4年、5年は更新していないので更新を○とするならばここはやっていないということで未実施、×になるのではないかと思うのですが更新日時の入れ忘れなのかもしれません、そこは気付きの点でした。以上です。

### ■会長

ありがとうございました。事業計画が情報を提供するということなのかな。ただ、改善のところで更新を行うと前年度に書かれていて更新されていなかったということですので、前回の改善点が達成されていないというご意見だと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

### ■事務局

事実関係が違っていたら次回にご報告したいと思いますが、公共施設のバリアフリーの更新の状況が変わらなかつた場合には、施設の情報更新がないというケースもあると判断しておりますのでその辺があったのか、なかつたのかというところも含めて確認をさせていただいて、もしそういったところで更新されているのに○という判断がある場合にはまた改めてその結果について、お示しさせていただきたいと思います。以上です。

### ■会長

ありがとうございました。一応、公共施設、駅、公園等というふうになっておりまして、等に何が入るかということは読み取りづらいですが、実際に設備が変わっていなければ更新出来ませんので、確認していただいて次回報告ということでおろしいですか。

### ■事務局

はい。

### ■会長

はい。ありがとうございました。細かく点検していただいてありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。はい。委員。

## ■ 委員

勉強不足ですみません。事業番号9番、9／132のところで以前から言っていたことなのですが、だれでもトイレから車椅子使用者対応トイレに表記が変更されたと書いてあるのですが、これは誰でも使いやすいトイレを整備するということですが、そういう名前になっていて実際に着工されて整備されているから〇で、障害をお持ちの方以外も使っているかどうかというようなことはわかるものなのでしょうか。〇なのだろうけれども、全ての人が利用しているのかというのはわからなかつたので、トイレを整備すれば良いということであれば〇で良いとは思うのですが、トイレの名前が車椅子使用者対応トイレとなっているが、この名前を変えた理由があると思うのですが、そうすると全員が使えるのかどうかが気になつたので、進捗状況として〇なのだろうと思つただけです。

## ■ 会長

全ての人が利用しやすいトイレを整備していくと書いてあるのに、車椅子使用者対応トイレというふうに表記変更したら全ての人が使いにくくなるのではないかというご質問という理解でよろしいですか。事務局から名称変更の経緯をお願いいたします。

## ■ 事務局

まずだれでもトイレという幅広く使えるトイレを整備していくというのが元々で、誰でも利用しやすいトイレを整備していくことがあったと思うのですが、社会的な事件等もございまして、そこについては健常者の方が違う用途で使ってしまうようなことがあり、誰でも使えるトイレという表現自体が良いのかという議論もありまして、東京都の方で示すような車椅子使用者対応トイレということで公共施設については変更したと捉えております。ただ基本的に従来だれでもトイレという形で整備していた内容から何か仕様が変わるかというとそういったことではなくて、本来特に使ってほしい方が使えるトイレということで車椅子使用者対応トイレというふうに記載させていただいているのですが、それについては順次各公園で整備をしていっておりますので、そういった評価の中で〇というふうに記載されている状況になっていると捉えております。学校とかでもだれでもトイレという形でこれまで周知してきていて、その中身が例えばオストメイト対応とか、大きなベッドマットがあるとか、子供のおむつ交換台がある

トイレとか、いくつか仕様がありますが、そういうことについてこれまでだれでもトイレと呼んでいましたが、表現として良いのかというところもありましたので、そこは公共施設として誰でも使えるような場所ではないということもありますし、この場合はみんなのトイレという形でいろいろな用途で使えるトイレという位置付けにして整備したこともありますので、そういう形の中で表現については公共施設という位置付けの中で社会的な事件の背景のところも踏まえて、名称変更になったというふうに捉えていただければと思います。

■会長

はい。委員。

■委員

いろいろと教えていただきありがとうございました。わかりましたので助かりました。

■会長

これは東京都が名称変更をしたので、それに合わせたということでよろしいのでしょうか。そういうご説明だったと思いますが、

■事務局

明確には確認させていただいて、違うようであればお答えしたいと思います

■会長

これも当事者委員がこういったことについて詳しいかと思いますが、何か補足はありますか。

■委員

特にはないです。

■会長

ないですか。例えば駅のエレベーターとか、バリアフリートイレが出来た当初は車椅子を使っている人が優先という意識があったと思うのですが、良いことという側面もあると思うのですが、誰でも使え

便利だということが認識として広まっていって、結果として車椅子の人が使いにくくなってしまっているようなことが時々インターネットなどでも当事者の方からアップされる、せっかくバリアフリートイレに行ったけれども普通のトイレでいい人が先に入っていて使えなかつたとか、エレベーターに乘ろうと思ったら全く健康な人が先に乗ってしまって車椅子の人がなかなか乗れなかつたというような書き込みがあるので、そういういったバリアフリートイレが必要な人が優先というような意識を醸成するためにこういう名称に変えたのではないかと私は理解したのですが、たぶんそういうことが背景にあるのではないかと思います。あと先ほど事務局からも補足がありましたが、バリアフリートイレの中で犯罪的なことがあったというようなこともあると思います。注意喚起という意味合いもあるのではないかと思います。他にいかがでしょうか。

(発言者なし)

### ■会長

よろしいですか。それでは目標1については以上とさせていただきまして、続きまして目標2のところのご説明をお願いいたします。

### ■事務局

目標2につきましては2つの事業がございまして、1つ目が事業番号35番「ジョブコーチの活用」のところになります。計画書のページですと78ページに該当します。こちらは評価が△となっておりまして、理由としては前年度より件数が減少しているというところになっております。もう1つが事業番号42番「障害者活躍推進計画の策定と推進」というところになります。こちらも計画書のページと同様78ページとなっております。こちらも△となっております。実施内容の中に評価理由の記載がございますのでご覧ください。以上です。

### ■会長

評価理由を簡単にご説明していただいて良いですか。そうしないと説明にならないと思うので。

### ■事務局

評価理由を簡単に読み上げさせていただきます。評価理由は「令和5年度においては、昨年度に引き続き一定数の採用を行うことが出来たが、令和6年6月1日時点では法定雇用率を下回る見込みである。特に時間額制会計年度任用職員については、府内の配属希望課が少ないため、令和6年度においても障害のある職員の働きやすい環境の整備及び受入態勢を整備することを目的として、引き続き障害者理解促進研修を実施し、障害のある職員と働くことについての理解促進に努める。また採用後の障害のある職員等に対する支援についても、他自治体の好事例の研究等、定着に向けた取組についても継続して行う。また相談窓口の活用について、障害のある職員だけでなく、一緒に働く職員にも周知を行う」というところが改善案としては出ております。

■会長

ありがとうございました。要するに障害者雇用促進法上の法定雇用率を今年も満たすことが出来なかつたので、△ということでこれは継続して大きな課題になっていると思います。目標2は以上でご説明はよろしいですか。

■事務局

はい。

■会長

はい。ではご質問、ご意見をお願いしたいと思います。はい。委員。

■委員

事業番号41番、ページで言うと41／132なのですが、事実関係を教えていただきたいのですが令和3年、4年、5年の執行額が毎年度減ってきてているように見えます。この減少の背景や理由などはお聞かせいただけますか。

■会長

事務局からお願いいたします。

■事務局

はっきりしたことまでは申し上げられないところもあるのですが、以前は優先調達の関係で府内に向けた説明会などを開催いたしました、市全体的に障害者を、言い方おかしいのかもしれませんが仕事に對して率先して利用していきましょうということを進めてきたところもあるのですが、近年説明会や趣旨を説明する場を今は行ってきていないのでそれで全体的に薄れてきてしまったということと市としても事業を減らす傾向と言いますか、見直しを行いながらまたスクラップ＆ビルトで新しい事業を進めていくとか、そういう中で全体的なバランスとして減ってきているのではないかという印象を持っております。

### ■委員

ありがとうございます。これは予算額そのものが減らされているということではなくて毎年度同じ程度付いているが、おっしゃった通り説明会の頻度が減ってきてることもあり、意識が十分に行き渡らずこういう発注が少なくなったというそういうところでございますか。

### ■事務局

その通りでございます。

### ■会長

私からも、これは役所から業務委託をしたものと公的機関や民間企業からの受注額の総額ということでよろしいのですか。

### ■事務局

これは市の予算の範囲になります。

### ■会長

そうすると令和3年に比べて1400万円の減で結構な減少だと思うのですが。○で良いのかという気がしてしまう。

### ■委員

それを議論したいところですが、今日は事実關係だけの確認をさせていただきます。

### ■会長

今日評価を検討する場なので、○でよければ良いのです。

■ 委員

説明の頻度が減っているというのであれば、こういうものでどんどん使ってもらいたいと言われる作業所もあろうかと思うのでむしろやっていただきたい。お忙しいとは思うのですが、説明の頻度を高めていただいて出来るだけ発注がかかるようにしていただくと作業所も潤うではないかなと思っております。こういう意見は良くない。

■ 会長

いや良いのです。

■ 委員

そういう意味では△の方が良いのではないかと思います。

■ 会長

そうですよね。これが○になってしまふとまた下がっても○ということになってしまい、歯止めが利かなくなってしまうと思います。皆さん、いかがいたしましょうか。△、○、委員、何かご意見ありますか。

■ 委員

そういう反省があれば下げてもいいような気がします。どういう工夫があればそういう発注がどんどんかかるようになるのかみたいなことはやったほうがよいと思います。

■ 会長

そうですよね。そうすると改善A C Tのところの引き続き安定確保に努めるということではなくて、さらに周知を進めるように努めるとか、そういう記述がないと毎年同じA C Tになってしまっていてどんどん下がっていく一方なので、変える必要があるのではないかと思いますが、事務局から何かありますか。

■ 事務局

この3000万円の調達の実績を調べておりますので、もしよろしければ一旦先に進めておいていただいて、わかったものを後ほどお伝えさせていただいてもよろしいでしょうか。

### ■会長

はい。わかりました。これは保留ということにさせていただいて次に行きます。他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

### ■委員

先ほど事務局にご説明いただいた事業番号35番の「ジョブコーチの活用」のところに関してですが、ページで言うと35／132。こちらが△ということの評価で改善のところで「ジョブコーチの実施主体は市ではなく、企業が実施元に直接依頼することが可能なため」ということが書いてあるのですが、そもそも8件から2件になってそれで△というような評価をしているのだと思うのですが、ジョブコーチの数だけを評価するのであれば、ジョブコーチ支援を実施しているのが東京都内には東京ジョブコーチと障害者職業センターという大きい団体が2つあります。そちらの方に府中市民に対してジョブコーチ支援がどのぐらい実施されたかというところの確認をしていただくことの方が正確な活用数というのが出るのではないかというふうに思います。我々はみなで数を出したものがそのまま評価されているのだと思いますけれども、我々はごく一部の障害者就労の支援ですので、府中市民の方でみなを使わないで就労されている方が大勢いらっしゃると思いますので、もしそのジョブコーチの活用を数で取るのであれば、先ほど申し上げたような実施団体に直接確認をいただく方が正確な評価になろうかと思いますがいかがでしょうか。

### ■会長

では事務局いかがでしょうか。件数の把握の方法ということですよね。

### ■事務局

貴重なご意見ありがとうございます。評価の仕方については同じもので一定のところで捉えているというところで、先ほど言ったみなの一覧で当たっているところの評価という形を取っていたのですが、ただ今の話をいただいたところでもう少し全体的にジョブコーチの活用実態を捉えられるような指標があるということであればそういったものに

修正していく必要があるというふうに思いますので、検討させていただければと思います。

■ 委員

ありがとうございます。

■ 会長

それはどこに聞けばわかるのですが。

■ 委員

2団体ありますて、ほとんどが公的ないわゆる利用する側のお金が掛からないで利用出来る事業としては、東京障害者職業センターと東京ジョブコーチ支援という事業が仕事財団でやっているところです。それが公の団体で我々も活用する時はその2団体のどちらかという形をとっていますので、そちらを使っていただくと都内の府中市民がジョブコーチ支援を受けている数がおおよそ把握出来るのではないかというふうに思います。

■ 会長

これは府中市民の障害がある方がジョブコーチを受けた場合に1件とカウントするということですか。

■ 委員

この2件というのは我々の就労支援センターのみ～なの方が提出している数だと思うのですが、我々は援護元が府中市の方しか支援の対象にはなっていないので、府中市民で就労支援センターのみ～なを使っている障害者の方というのは全部ではないです。本当に働いている方の一部にしかならないので、もう少し全体を把握するのであればということです。

■ 会長

その2つの団体は言ってみると援護の実施主体まで把握出来ているということでしょうか。

■ 委員

そうですね。在職者の住所は把握されているはずですので、それはお

わかりかと思います。

■会長

ではそうやって府中市民で利用している人数を教えてくれる。

■委員

可能だと思います。

■会長

わかりました。ではそこは少し事務局の方で問い合わせていただくということでおいですか。

■事務局

先ほどの1つ前の優先調達法の関係なのですけれども、令和3年度から5年度までの実績の中で令和5年度が3300万円で令和4年度が3800万円でその前の令和3年度が4700万円という状況になっているのですけれども、基本的に令和5年度については3300万円のうちの2600万円ぐらいが障害者の方達が公園清掃とかを行うことなどに作業賃を払っているものになりますて、それ以外に400万円程度学童クラブの間食品の物資の供給などがあります。それ以外に各課で除草とか、ポスター掲示とか、そういうものが約3300万円というふうになったのですが、令和3年度と4年度につきましてはこの5年度に払っているものに加えて防災備蓄用品の調達が出来る事業者にそれぞれの差額分ぐらい防災備蓄品が年度によって期限が切れるとかということで大量に買わないといけないとか、必要な避難物資を用意しなきやいけないところでそちらを障害者の作業団体の方に購入の優先調達をしておりまして、その差額分が5年度との差になっているような状況になっております。ベースとしてはこれまで府中市が取り組んでいるところから何か大きく変わったというところはなく、障害者福祉課の方もなるべくそういう意識は低下しないように各課に働きかけを行っておりますので、維持出来ているのかなというふうにこの状況からは捉えられます。以上です。

■会長

ありがとうございました。今のご説明だと時期的に上振れする年があると言いますか、そういうことなのですね。ベースは変わってないと。

そうすると最初のご説明があった周知不足という話ではないということでおよろしいですか。もしかしたらそういったこともあったかもしれません。

### ■事務局

事務局側の方も落ち込まないように周知はしているとは思うのですが、少し閉塞感というものはあるかもしれない。そういう意図では落ち込みが出た時には、周知不足もあるというところがなかなか捉えにくいところはあるのですけれども、ただ今回のこの期間で言いましてと災害物資のところが大きい影響しております、なるべく落ち込みがないように事務局としても各課への周知はしていきたいというふうに思っております。以上です。

### ■会長

ありがとうございました。これだけ変動があると障害のある方の給料も変動してしまうでしょうから、なるべく他に何か仕事がないか探していただいて近点化出来るような努力をしていただけたと良いのではないかと思います。そうするとこの評価は○でよろしいでしょうか。

委員

私個人の意見は、別に市役所が一生懸命頑張っていらっしゃっているので叩きたいという思いは全くないので、実際ベース周知していくても努力しているということであれば僕は○で結構だと思います。ただそのところがベースは変わらないが、落ちているというのが正直追い詰められているのであれば△になるのも仕方がないと思っております。

### ■会長

ありがとうございました。ただACTのところはもう少し具体的に記述していただく必要があるのですかね。例えば令和3年、4年については災害備蓄用品で発注額が増えたけれども、令和5年はそれがなくて、この金額になったので、落ち込みがないように今後努めていきたいというような記述に修正していただくというのはよろしいでしょうか。

### ■事務局

そこがわかりやすいように記述を直させていただきたいと思います。

### ■会長

ありがとうございます。そうしないと次に繋がらないですからね。先ほどのジョブコーチのところに戻りまして一応そういう実態の把握の仕方があるということなのですよね。

### ■ 委員

あとは就労移行支援事業所から就職をされてそこの就労移行支援事業者が定着する中でジョブコーチ支援を使われることもあると思うので、そこに関しては就労支援センターのみ～その他に市内の就労移行支援事業所から就職された方の調査というものもあるともう少し実態が見えてくるのかなという感じはします。

### ■ 会長

わかりました。そうすると実績の把握の方法を変えないといけないということになりますよね。

### ■ 委員

そうですね。我々のみ～なの中ではタイミングによってジョブコーチをすごく使うタイミングとそうではないタイミングというのがあるので、一概に数でジョブコーチ支援が使われていないというのでそこで評価をされるのとは少しずれてしまうかなという印象はあります。

### ■ 会長

わかりました。ただ少し気になるのは令和3年の時に研修会をしたと書いてありますよね。ジョブコーチ制度及びジョブコーチを活用した企業による講演を実施した。そこが行われていなくて、実績が下がり気味というところは少し気になっていました。

### ■ 委員

令和3年に行ったのは雇用相談会という企業向けとか、関係者向けに行っているのですけれども、そのテーマとしてジョブコーチの活用の方法というものを取り上げたというものですね。これは毎年テーマが変わってくるのでちょっと違うのですけれども、4年度はやってないから減っているということではなくて、先ほど申し上げたタイミングによってジョブコーチ支援が必要な人が多いタイミングであれば依頼する件数が多くなる。安定してお仕事をされている方が多い時はその依頼をするのが少なくなるというような形と思っております。

## ■会長

そうすると一定程度企業はジョブコーチの活用についてはもう既に十分に理解しているということが前提になると思うのですけれどもそう思ってよろしいですか。

## ■委員

一概にそうとも言えないのですが、このテーマを取り上げたというのが令和3年度はあるのですが、そのジョブコーチの啓発が何というか、本来であれば2事業所がジョブコーチ支援についてはもっと啓発を自分の事業については啓発をしていただくと良いと思っているのですけれども、我々が取り上げた中では雇用相談会という毎年やっているイベントのテーマを決める時にこれを取り上げても良いのではないかという話題が出たので、この年はこれを取り上げたというようなそんな状況です。

## ■会長

それでみ～なの利用件数はどういう要因かはわからないけれども、令和5年度は少なかった。だからもう1回こういったジョブコーチ活用に対する、企業に対する周知活動をやるというのは普通に考えると改善に入ってくるのかなというふうに思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

## ■委員

そうですね。ニーズとしてそういうテーマを求められているかどうかというのもあると思うのですよね。その企業側にこの時のテーマというのは我々が知ってほしいというところでこのテーマを取り上げてイベントを行ったのですけれども、ただ数としてすごく企業の方が集まつたかというとそうでもなかつたというのが実態としてあるので、それよりは障害者就労の話題というのは年々変わってきた部分があるので、その時々のタイミングにあったテーマを行っているというのが雇用相談会のやり方にはなっています。

## ■会長

雇用相談会に特化しなくて良いと思うのですけれども、例えば企業に対するジョブコーチがありますと周知するといういろいろなやり方もあるのかな。

## ■ 委員

それが我々の役割なのかどうかというとちょっとどうかと思うところはあるのですよね。本来であれば実施事業者がいますのでそちらの方々がよりジョブコーチ支援というものの実施を啓発するものかなというふうに思います。

## ■ 会長

委員、どうぞ。

## ■ 委員

職親会というものがありまして、それは障害者の雇用を中小企業に対してやっている法人があるのですよね。その話を僕は理事長とかと話した時に広報は必要だとジョブコーチという存在が、中小企業の人達は障害福祉の問題をよく勉強していない人達が圧倒的に多いので、それは繰り返し、繰り返し、刷り込みというのが必要というのを伺ったことがあってそういうジョブコーチというのがあるのかどうか、我々だけが面倒を見なくちゃいけないというわけではないということがわかれれば、前向きになるかなということを考えられるので、もちろんみ～なの方で全部やらなくてはいけないとかそういうことを申し上げているのではなくて、改善の方で今後は工夫が必要かもしれませんが周知徹底とか、広報強化ということはあっても良いのかな。法定雇用率も精神については高まっていきますから次はやっていただければ良いのかな。あまりここは議論が入ってしまうと先の話になってしまってそこで止めます。

## ■ 会長

ありがとうございました。私がえっと思ったのは、これは市の計画ですかから市のA C Tとして書くわけじゃないですか。み～なは社協ですよね。

## ■ 委員

事業として委託を受けているのであれば市の事業。

## ■ 会長

言いたいことはわかるのですけれども、ただみ～なとしてと言ってしまうと社協の計画みたいになってしまふから、市としてやるべきだということを我々は議論をしなくてはいけないという認識かなと思ったの

ですけれども。

■ 委員

そういうことであればその通りです。

■ 会長

それをみ～なにやってもらおうと思うのか、もっと他の方法をとるのかというというのは市が判断することだと思いますけれども。

■ 委員

そうですね。ジョブコーチの定数の数がこの我々の事業を元にというところだったので私もそのように答えてしまったのですけれど。

■ 会長

わかりました。件数についてはもう少し幅広くジョブコーチを提供しているみたいなので、そういういたところを包括的に実績として把握出来るように今後は少し工夫していただくということと、現状では2件ということでこれまでよりは1／4になっているという結果ではありますので、もう少し広報について今後努めていくという一文を加筆していただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。あとはいかがでしょうか。私は法定雇用率のところについては、これは前回もすごい議論があって一応△とはしたのですけれども、結局法定雇用率を達成していないというのは障害者雇用促進法上、違法状態になっているということなのですよね。違法状態で△という評価ってあるのかなと前回も申し上げたのですが。でも今後努力して達成していきますということで前回は△に妥協しましようと確かにそんな議論だと思うのですよね。ただ結局もう1年やったところ達成出来なかったということなので、今回はやはり×ではないかと私は思うのですけれどもいかがでしょうか。何か事務局の方でありますか。この間こういう努力をしたけれども達成出来なかった何かやむを得ない理由があれば△でも仕方がないのかなと思うのですけれども。

■ 事務局

担当課の方で去年評価いただいたことを踏まえまして、現状がどうなっているのか確認させていただいたところではあるのですけれども、実際法定雇用率までは達していないという状況もありますが、年々雇用率

は増えて来てはいる。加えまして職員から月額制の方、日額制の方ということで単純にアルバイトの方に関しても障害者雇用を進めていくというような動きにだいぶ幅が広がって来ている状況もありますので、今後更に増えていくということを期待しつつ△ということにさせていただいているところではあります。以上です。

■会長

そうすると具体的な今の法定雇用率この3か年の数字を教えていただいてよろしいでしょうか。

■事務局

今はちょっとはっきりしていないのですけれども。

■会長

そうすると上がってきているという根拠はどうなりますか。

■事務局

そのメモを職場に置いて来てしまいました。確か2から2.1、2.2とか本当に徐々に上がって来ているという。

■会長

自治体の法定雇用率は何パーセントでしたでしょうか。事務局、わかりますか。

■委員

地方公共団体は2.8ですね。

■会長

そうすると2.1とか2.2はだいぶ差はあるような気がするのですがけれども、ここもきちんと数字を出していただいてそれに基づいて次回評価でよろしいですか。もし2.8で2.1だったらこれは△とは言えないのではないかと率直に思いますので、次回確認ということで今日はこれでお願いしたいと思います。では基本目標2のところで他にいかがでしょうか。よろしいですか。この調子でやっていると全然終わらない。

■会長

基本目標 3についての説明をお願いします。

■ 事務局

目標 3 のところには○以外の評価のところはなかったので今回読み上げるところはないです。

■ 会長

ありがとうございました。基本目標 3 については全て○ということですが皆さんからご意見もありましたらよろしくお願ひします。委員、どうぞ。

■ 委員

目標 3 の 4 4 番。こちら側の実施内容のところで府中市の障害者差別解消支援地域連絡会議を 2 回実施し、障害者差別解消に向けた効果的な普及啓発等について意見交換を行ったというものなのですが、この会議の構成メンバーというのはどういう形なのでしょうか。

■ 会長

事務局からお願ひいたします。

■ 事務局

障害者差別解消支援地域連絡会議の構成メンバーですが、令和 6 年度に改正しまして細かい委員の構成という形でよろしいですか。現時点では多摩府中保健所、府中公共職業安定所、府中警察署生活安全課、権利擁護センターふちゅう、地域生活支援センター、東京都宅地建物取引業協会府中稻城支部、武蔵府中商工会議所、当事者家族関係者団体が 4 名、法律事務所の弁護士、民生委員の方、府中市職員及び教育関係で構成されています。以上でございます。

■ 委員

それは令和 6 年度の構成メンバーですよね。5 年度も同じですか。

■ 事務局

令和 5 年度もほぼ同じメンバーで実施しております、一部異動等でいらっしゃっている委員は変わっているところもございます。

## ■ 委員

それで会議の方で一応問題になっているのはどういうことなのでしょうか。

## ■ 事務局

会議の方で問題になっているところとしましては、いろいろと普及啓発の冊子であるとか、マニュアル等もいろいろな団体から作成されているのですが、興味のある方しか手に取らないというところに課題があるので、普及啓発向けの印刷物等の作成よりももう少し手に取られやすいもの、情報発信の方法を工夫していくこうということで現在動画作成による意識をしていなくても目に入るような形での普及啓発を検討しております。以上です。

## ■ 委員

ありがとうございます。ではここの〇というのは会議を開催したから〇ということですよね。意見交換を行ったということで〇、効果的普及啓発についての内容はこれから考えるというところでよろしいでしょうか。

## ■ 事務局

普及啓発の方法として動画作成に取り組もうということで現時点では話が進んでいるところで、引き続き動画の内容等は詰めていくような形となっております。またそれらが一段落したらまた次の普及啓発の方法や更なる課題の検討をしていく予定です。

## ■ 委員

わかりました。ありがとうございます。その辺が A C T 改善の内容として書いていただければもっとわかりやすかった。あとこれだと会議をやればそれでもう改善しているみたいな内容に取られているかなと思ったものですから、内容の方を聞いてみたのですが改善の方法をきちんと取っていることはわかったので〇になるなと思います。以上です。

## ■ 会長

ありがとうございました。実施内容のところに具体的なことを書いていただくということですかね。動画を作ったとか。他にいかがでしょうか。委員。

## ■ 委員

今のご指摘の障害者差別解消支援地域連絡会議もそうなのですが、ちょっとバックして事業番号17の地域自立促進会議も同じようにやつていらっしゃるのですけれども、僕が聞き逃しているかもしれませんが当事者の方が全体何名で当事者、身体・知的・精神とかの形で当事者の方が何名というのは教えていただくことは可能ですか。この差別解消支援連絡会議、それから地域自立促進会議について。

## ■ 会長

地域自立支援協議会ですね。事務局からお願ひします。

## ■ 事務局

先に自立支援協議会の当事者の数ですけれども、全体の委員が18人いらっしゃいましてその中で1人が当事者となっております。それ以外に当事者及び当事者の家族という形での成立になっておりますので、そちらが一応5人以内という形になっておりまして、障害当事者が2人、家族が3人の5人当事者と家族という形で出ていただいている状況です。

## ■ 会長

あと差別解消支援地域連絡会議ですか。

## ■ 事務局

差別解消支援地域連絡会議の方は当事者及びその家族で定員が4名となっておりまして、当事者が2名、家族会が2名となっております。

## ■ 委員

差別解消支援地域連絡会議の全体人数は。

## ■ 事務局

15人中の4人です。

## ■ 委員

わかりました。コメントなのですが、国の方の障害者政策委員会はかなり障害者の人が多く出ている。前回第1回目の会議で委員あるいは副会長からもご指摘があった通り、ここに1人しかいらっしゃらないとい

うのはいかがなものかなと。委員が3つの障害を代表してというのも非常に無理があろうかと思いますので増やしていく必要はあるかと思います。これは今後の話なのでこれ以上はやめておきますけれども以上です。

### ■会長

ありがとうございました。事務局からこの点については何か検討していただいた経過があったのですよね。ご報告をお願いします。

### ■事務局

最後にご報告させていただこうと思っていたのですけれども、前回の協議会の中で当事者の方の追加についてご意見いただきしております、事務局の方でも少し確認をさせていただきました。今回委員の定数につきましては府中市の附属機関の設置等に関する条例の方で定めておりましてこの協議会については18名というふうに規定しております。現在18名の委員の方に委嘱をしている関係で今の委員定数の上限いっぱいまで委員数がある形になりますので、追加が出来ない状態となっております。前回今回とご意見いただきましたので、次期協議会の設置時に委員の定数とその内訳について改めて議論させていただきたいと思っております。以上です。

### ■会長

委員、よろしいでしょうか。

### ■委員

はい。

### ■会長

ご検討いただいているということで。他にいかがでしょうか。私から1つ良いですか。47／132の成年後見制度利用促進協議会なのですけれども、こここの改善ACTのところで成年後見制度利用促進協議会が1年に2回のペースで開催する予定であるというふうに書いてあるのですけれども、これ令和5年は終わっているので予定であるという意味が何を指すのか教えていただけたらと思いました。お願いします。

### ■事務局

すみません。A C Tの部分につきましては継続的に行われていく事業ですと翌年度につながる内容になっていると認識しております、令和6年度に向けてペースを記載しているということにしております。

### ■会長

だとすると令和4年にも1年2回のペースで開催する予定であるというふうになっていて、もし既に行っているとしたら同じことをやって改善に繋がるというふうな記述になるかなと思うのですけれども、これが改善に結びつく理由というのを教えていただいてよろしいですか。どういう観点でこれが改善に結びつくというふうに記述されたのでしょうか。

### ■事務局

詳細につきましては主管課の方とも確認させていただいてこの内容については次回の会議でご報告させていただければと思います。

### ■会長

わかりました。ありがとうございます。では次回ご報告をお願いいたします。では目標3について他にいかがでしょうか。よろしいですか。

### ■会長

続きまして、基本目標4についての説明をお願いいたします。

### ■事務局

目標4のところでは1つございます。事業番号が51番のサービス等利用計画を作成する事業所の拡大というところになります。計画書では82ページとなっております。こちらは評価が△となっておりまして事業内容としては事業者のサービス等利用計画作成への参入を促進し、全ての障害福祉サービス利用者に対し計画が作成され、適切なサービスの利用が出来るよう支援を促進するというところになっております。現状では事業所の受け入れが足りないというところで引き続きサービス等利用計画の周知を実施するとともに、広く利用されるための方策を検討していくというのが現状です。以上です。

### ■会長

ありがとうございました。基本目標4についてはまず委員からお願

いたします。

■委員

全く些末なことなのですけれども、48番の令和5年ACTの③なのですけれども、文章が途中までなのですよね。③について相談件数の増加に対してというその次が何と書いてあるか教えていただけたらと思います。

■会長

何ページとおっしゃいましたか。

■委員

48／132のブルーのカラーになっているところの改善の③です。

■会長

わかりました。では事務局から補足していただきてよろしいでしょうか。でもこれ改行になってしまって自動番号を振っているから④についてしまったのかもしれませんね。

■事務局

純粋に途中で作業が止まってしまった形となりますので、次回までに埋めて回答したいと思います。申し訳ありません。

■会長

では次回を補足していただくということでよろしくお願ひいたします。他にいかがでしょうか。委員。

■委員

同じ48番のところです。この中で実施内容の令和5年の④「自立支援協議会と連携し施設入所者に対してアンケート調査を実施した」、その下が「自立支援協議会と連携し、精神科病院入院患者に対するアンケートを開始した」というこの2つのアンケート調査の結果は出ているのでしょうか。例えば今までいただいているものの中に調査したものも入っているようですが、そのことを意味しているのかどうか、結果があれば教えていただきたいと思いました。別途何か資料があれば教えていただきたいと思います。

## ■ 事務局

申し訳ありません。アンケートの結果についてはこちらには載せていない状況となっております。自立支援協議会でアンケートを作成し、令和5年度に入所者に対してアンケートを実施しております。また令和5年度に精神科病院入院患者に対するアンケート作成し、これは年度の終わり頃から各医療機関に1件ずつ連絡をしながら実施を始めたところでありますて、一斉に全病院ではなく、実際に面接が出来るペースでということで少しずつ調査範囲を広げているような状況でございます。数字につきましては本日こちらの会場には持ってきておりませんのでまた改めてお伝え出来ればと思います。以上です。

## ■ 委員

よろしくお願ひいたします。

## ■ 会長

では次回結果を教えていただけるということでよろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。委員。

## ■ 委員

51ページの82番ですね。市の方からご指摘いただいた計画相談の話になりますが、前々回ぐらいに何度かお話をさせていただいたのですが、事業内容自体が全ての障害福祉サービス利用者に対して計画を作るというふうなことなのかなと思っていて、そこがたぶんどうやっても△と言いますか、100%にならないと△というのは若干異常と言いますが難しいのではないかと感じています。自立生活センター等では特にセルフプランの重要性みたいなことは何度も指摘させていただいていて、相談支援が必要な方と相談支援を入れなくとも自分でセルフコーディネートが出来るような方がいて、そういうふうになっていくことが相談支援の質を考えていく上で一番重要なのではないかなと個人的に思っているので、100%にならないと○にならないというのはこの計画自体は直せないのですが、今後修正する必要があるのかなというふうに思っています。一応その事業内容とかも見てみると、相談支援の初任者研修修了者が前年度に比べると少し上向いているというところは評価に値するのかなということを感じるので、必ず△になってしまるのは改善していけないかなと思います。以上です。

## ■会長

ありがとうございました。サービス等利用計画を希望する全ての人という言い方だったら良いですかね。希望しない方は自分で作りたいという人ももちろんいらっしゃるでしょうから、そこは計画を変えることになってしまふので今回は出来ませんけれども、次回に向けてはこの辺りの表現は変更した方が良いかもしれません。もう1つが先ほどのそうしますと数字が出るのでしょうか、サービス利用者の内どのくらいの割合の人がサービス等利用計画の作成をされているとか、先ほど委員が100%とお話があったのでじゃあ何%なのだろうという。その数字が事務局はわかりますでしょうか。

## ■事務局

計画相談の導入の数につきましては毎年4月と10月に数を出しているのですが、本日は持って来ていない状況です。だいたい大人と子供を合わせて50%前後ぐらいとなっていて、希望される方に手が届いていない状況となっています。

## ■会長

ありがとうございました。既に集計しているということですよね。

## ■事務局

ただ希望していらっしゃる方の数字については取れていない状況など希望する方が使えていないというところは現場レベルで探していらっしゃる方、見つけられない方がいらっしゃるというところでの肌感覚となっております。

## ■会長

ただどのくらいの方が策定しているかという割合は出ているということでおろしいですよね。では次回この数字を教えていただいてよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。委員。

## ■委員

事業番号56番です。質問が2つあるのですけれども1つ目はここにあるピアカウンセリング、障害当事者の方が相談員となるというものですけれども、身体・知的はありますが精神が入っていない理由ですね。これはやろうとしたけれども、精神はどうしてもならないということな

のかどうかの理由。2つ目に令和5年度のところのあけぼの、ふらっとというところで相談件数が令和3年度からずっと0件になっています。人数的にも0人。相談員の方は身体6人、知的の方が2人いらっしゃるのだけれども継続して3か年0件のまま。それはA C Tの方にも言及されていますが、0でずっと来ている背景は何なのか。単に周知すれば上がっていくのか、数字は出てくるのかというところはいかがでしょうか。私で息子のことを考えてもピアカウンセリングというのは結構効果があるというような印象を持っておりまして、精神も相談員になれば相談件数として上がっていくのかなというような印象もあって尋ねました。よろしくお願いします。

### ■会長

ありがとうございました。では事務局からお願いします。委員、何かご発言したいですか。では委員からどうぞ。

### ■委員

ピアカウンセリングというもので一応聴覚・視覚それから身体・知的というところで声を掛けさせていただいて、相談を受けるということをあけぼのの広報誌に載せるとか、なかなかその人に聞きたいという相談というのはなかなかないというのが現状で、去年会長にも言われたことがあるのですけれども、そういうのを待っているというよりは何か企画をしないとそれは増えていかないのではないかというご意見もいただいて検討はしているのですけれども、ピアカウンセリングというピアカウンになってもらう資格というのもなかなか難しいということあるのではないかとか、検討中ではあります。

### ■会長

精神の人が入っていない理由というのもお尋ねがあったと思うのですがそちらは何かありますか。委員、お願いします。

### ■委員

そうですね。プラザは元々ピアカウンセリングの方の相談員が来てもらっていないので検討した方が良いのだろうなと、地域活動支援センター事業をやっていてお互いにいらした方同士で悩みを聞き合ったりとか、アドバイスしたりはしているのでそういうことはあるのですけれども、専門的な委員がやっていらっしゃるピアカウンセリング講座を受け

た卒業生の方に来てもらったりということはないので、いろいろどういう形にしていったら良いのかなというのは検討していけたらと考えております。以上です。

■会長

はい。委員どうぞ。

■委員

計画として精神を排除しているというわけではないという理解でよろしいのですね。

■委員

私は思っていますが、市の方はどうなのでしょう。

■会長

では事務局にそこは確認した方が良いということですか。事務局はいかがですか。精神のピアカウンセリングをやらないというふうにしているわけではないという理解で良いでしょうかという質問ですけれども。

■事務局

特に精神の方にピアを準備していないというわけではないと思うのですけれども、現時点で精神のピアの活動をこちらで出来ていない理由というところがはっきりとお伝え出来ないので、お調べして回答したいと思います。

■会長

はい。どうぞ。

■委員

ありがとうございます。わかりました。今後の方の話はやってはいけないことになっているので過去の話だけにしておきますけれども、やるべきだと僕は思っているのですが、それは未来の話として今日はやりません。ただ評価のチェックとして予算も使って相談員も設けて増やして、しかしながら過去3年間ずっと0件のままで、○で良いのかというのは若干疑問も感じます。大きな2つがあって相談員を増やす、それ50%では実働しているか、それは0となれば△という印象も私は持っております

のでございますけれども。以上です。

■会長

はい。ありがとうございました。ではこれは△にした方が良いというご提案。

■委員

私はそう思います。皆さんのご意見を。

■会長

はい。いかがでしょうか。評価の修正ですけれども。「ピアカウンセラーの育成を支援します」と書いてあって精神にピアカウンセラーは結果としては育成出来なかったということになりますので、全く○というのは少し言いづらいかなという感じはします。

■委員

今後に繋げたいので。

■会長

そうですよね。

■委員

はい。

■会長

はい。委員、どうぞ。

■委員

ピアカウンセラーとは直接関係しないかもしれないのですけれども、最近ピアソーター制度というのが盛んに増えていて府中市でも、私も今年受けたのですけれども、結構たくさんの方が活動されてたりするので、この計画ではピアカウンセラーというところなので難しいですけれども、今後はそういう意味ではやはりサポート制度とかいろんなことを活用すれば、拡充していくのかなというふうに思っているのでここでの評価をどうするかというのは状況によって。僕自身は他の知的、身体の方は増えているのですか。とりあえずやっているということであれば

仕方ないかなと思うのですけれども、今後は確かに拡大していく必要というのではあったと思います。以上です。

### ■会長

はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。そうするとここは皆さん揃って△ということだったのでどうしましょう。私このA C Tのところの表記をもう少し工夫したらどうかと思うのですよね。委員のご趣旨も要するに次に繋げたいということだと先ほどおっしゃっていたので、委員もおっしゃっていましたけれどもいわゆるピアカウンセリングというと1対1の、要するに自立生活センターが行ってきたピアカウンセリングということはどうしてもイメージにあると思うのですけれども、いわゆるセルフヘルプグループみたいな形でピアサポーターを養成してみんなで集まって話し合いをするとか、そういうことが非常に効果的だということも言われていますよね。そういうところも含めて少しあはイマージを広げて活用していくというふうなことを少しA C Tのところに記述したらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。はい。委員。

### ■委員

私そういうことであれば○で結構です。このA C Tのところに、更に精神も含めて拡大していくこととそれからより相談件数の増加に努めていくとかですね、言葉を入れていただければ私は十分です。

### ■会長

はい。ありがとうございます。よろしいですか。セルフヘルプグループの活用も含めてとか何か少し具体的なことを書いてあると、次の時に評価をしやすいと思いますので、ではA C Tのところを修正していただくということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。次の時にそれが出来ていなかったらその時は少し評価を考えましょうということで他にいかがでしょうか。はい。委員、どうぞ。

### ■委員

今の議論で少し似ているのですが、5 1の相談支援の充実のところでそのA C Tのところが引き続き周知を実施する方策を検討していくでずっと△のまま続いている状況を、同じA C Tでまた次△というのはこの流れでいうと何も変わってないでまた△というふうになると思うと、

やはりここでアイデア出しをするわけにはいかないんでしょうけれども、A C Tのところに何か改善がないとここは本当になかなか変わっていかないのかなとそういう意味でこの記載はこれで良いのかな、かと言つてこうというのがあるわけではないのですが、はい。すみません。

### ■会長

でも何か具体的な提案をしていただけるとこういうのを言ってほしいということで事務局も助かったのではないかと思うので、次回まで少し考えていただいてよろしいでしょうか。

### ■委員

はい。

### ■会長

ではここは保留ということでまた次回、数字も教えていただけるということですのでここはA C Tについても次回少し具体的なご提案をいただきたいと思います。他にいかがでしょうか。はい。委員どうぞ。

### ■委員

事業番号59。ページ数も59です。これも事実関係を伺いたのですが、ホームページ上の閲覧数のヒット数がずっと過去3年間減ってきております。R3とR5を比べると半分以下になってきています。この減っている理由というのは何か教えていただくことは可能でございましょうか。

### ■会長

ではここは事務局もし何か理由がおわかりだったら教えていただけたらと思います。

### ■事務局

減っている具体的な理由については把握していない状況です。以上です。

### ■会長

何か1つ思い当たるのはコロナが明けてみんな外に出てくるので、あまり家でホームページ見なくなつたと、全く推測ですけれども。委員ど

うぞ。

■委員

私が感じたのは内容が変わっていないことでして、あまり面白味がないとかですね内容の工夫が必要なのかなと、もし挙げるのであれば A C T のところに内容の更なる改善、あるいは興味の引くような内容を盛り込んでいく方法で工夫するとか努力するとかいうのを書き入れていただいた方が良いかなと思いました。

■会長

はい。ありがとうございます。はい。どうぞ。

■事務局

広報紙については月 3 回発行から月 2 回の発行ということで発行回数が減っているところの原因はあるのかなというふうに思っているのですが、それが直接的な理由に繋がっていたというところは把握出来ていないという状況になっています。以上です。

■会長

はい。ありがとうございました。

■委員

はい。

■会長

はい。委員。

■委員

関連していたのだと思うのですけれども、S N S とか府中市で結構取り組まれているのでそのデータは入らないのではないかと、どうなのか確認出来ればと思います。S N S にアクセスしたとかはホームページのカウントとはたぶん違うのではないかなど。

■会長

はい。事務局いかがでしょうか。

## ■ 事務局

はい。そうですね。SNSはカウントされないとは思うのですが、あとスマートフォンの方でも専用のアプリというよりはPDFとかでも開くと読み上げをしてくれるとか、必ず特定の決まったアプリを開かなくてはそれに類するような機能が付いているものもあるので、そこまで深掘りは出来ていないのですけれども、ただその情報を必要としている人の数自体は変わっているわけではないのかなと思うので、何らかの形で今の状況にあった情報の得方をしていただけているのではないかというふうには思っております。以上です。

## ■ 会長

はい。ありがとうございました。これはテキストデータ版のホームページの閲覧回数ということですよね。そして委員おっしゃったみたいに別にテキスト版ではなくても読み上げてくれるということになると、むしろそちらの方のアクセス件数が増えているかもしれないということを考えられるということですかね。これなかなか難しいですね。質問に対するお答えは以上でよろしいですか。

## ■ 委員

こここの辺は事実的なことになるので、むしろそのホームページの閲覧、時代の趨勢と共にホームページよりみんなSNSで取っているよということであれば、それはそれで結構なのでむしろ誤解を誘わないように閲覧数というものが、意味がなくなってくるのであればそれは抜いても構わないのかなと思います。以上です。

## ■ 会長

はい。ありがとうございました。委員、何か手を挙げようとされました。

## ■ 委員

いや特には。

## ■ 会長

大丈夫ですか。

## ■ 委員

はい。

■会長

委員。何か。

■委員

大丈夫です。

■会長

大丈夫ですか。では時間も大分経過してきましたけれども、続きまして基本目標 5 についてお願ひいたします。

■事務局

目標 5 については 3 つの事業がございます。1 つ目が事業番号 7 7 番の「未利用都有地等の有効活用」についてです こちらの事業は東京都の住宅施策・福祉施策等における施設整備・移転等に伴い生じる未利用都有地等を有効活用出来るよう要請します」という事業です。令和 5 年度につきましては東京都からの募集がなかったため、未実施というところで×の評価になっております。もう 1 つが事業番号 1 0 0 番になりまして「重度身体障害者（児）住宅設備改善事業」になります。こちらにつきましては日常生活用具給付事業として、住宅改修で屋内移動設備の設置に対して助成を実施するというものになっております。こちらの評価については×となっております。3 つ目が事業番号 1 2 5 番の「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】」になります。こちらの事業内容としましては「医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します」というものになっております。こちらにつきましては評価が△となっております。以上です。

■会長

1 2 5 と 1 0 0 の×と△の理由を教えていただけますか。1 0 0 と 1 2 5 。1 0 0 が×でしたよね。これ理由がわからないですよね。なぜ×なのか。あと 1 2 5 がなぜ△なのか。

■事務局

申し訳ございません。1 0 0 番の事業につきましては平成 2 8 年度か

ら戻っていただきて 80 番の「日常生活用具の給付」の中の住宅設備の改善事業というところに組んだ形で、事業実施しているところがございましてこういった関係で評価としては×というふうにしているのですけれども、少しいろいろお話しして何か正確にはーというか、この 100 という番号が実際的には 80 の方で評価を一緒にてしまっているという認識を持ってもらえばなというふうに思っております。

■会長

だから事業としては 80 に統合された。

■事務局

そうですね。はい。125につきましては基本目標 6 の方のエリアになってしまったのですけれども、後ほどこちらは伝えさせていただきます。

■会長

これはご説明がフライングだったということですね。

■事務局

はい。

■会長

はい。ありがとうございました。こちらについてご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。委員、どうぞ。

■委員

68、ページ数 85、「訪問入浴サービス」のことなのですが、実利用者数が年々減っているのですよね。27、25、24 という形で人数が減っているなと思うのですけれども、これは評価が○なので下がっているのは○で良いのかなというのが疑問でした。

■会長

はい。ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。実績が下がっているけど○の理由ということですね。

■委員

内容的には提供すればOKみたいな感じなので問題がないと思うのですけれども。

■事務局

訪問入浴サービスにつきましては希望によって登録をしていただいている制度になるのですけれども、実利用者数につきましては例えば入院とか、施設に入所してとか、一時的に入浴サービスを違うところで提供を受けるというケースもありますと、そういう形の中で人数が増減するような事業になっております。基本的には登録いただいた方については利用いただいているような状況がありますので、そういうところを考えまして○という評価をさせていただいております。以上です。

■会長

はい。委員。

■委員

訪問入浴については重度の方の訪問入浴やるためにご支援をしていたりするのですけれども、実際には事業所が1つしかなくて入ろうと思っても、2週間に1回しか来れないとか、いっぱいいっぱいですという状況があり、本当は希望する人がなかなか入れていないというのが現状かなというふうに思います。

■会長

はい。ありがとうございました。確かにだいたい800回を24人で分け合ったら、1人40回は入れない年間。

■委員

使えていない方がいる。希望しても。

■会長

だからそもそも平均して年間40回ということは月に換算したら3回ぐらいということになりますが、週に1回も訪問入浴が行かれていな。それでそこに更に新たな希望者がいても受けきれなくなっているということなのですか。なるほど。では事務局はその辺の実態についてはいかがでしょうか。希望者が利用しきれていないのではないかというご意見なのですが。

## ■ 事務局

少しお待ちいただいてもよろしいですか。まず入浴事業につきましては回数が決まっていまして年に48回の利用というふうになっておりまして、登録者数が限定的ではありますので一応入った回数、入った日にちとかも利用者さん毎に記録をさせていただいている状況もあるのですけれども、やはり毎度入らない、ずっと入り続けない方もいらっしゃるというのも実態としてはありますし、ただ実際使っている方などから入れないので事業者数を増やしてほしいとかというのは、ご意見は直接市の方にはいただいているないというような状況となっております。以上です。

## ■ 会長

あと地域に希望の人がいても受けきれなくなっているということですか委員。

委員

そうですね。

## ■ 会長

そういう実態についてはいかがでしょう。

## ■ 事務局

具体的にそういう課題感というのは市としては持っていない状況にはなっておりましますし、また事業者の方にも委託事業しておりますのでそういうような体制で運営をしているのかということも含めて、改めて確認はしたいと思うのですが、これまで市の方にそういったところの話というのは来ていないという状況にはなっております。以上です。

## ■ 会長

委員、どうぞ。

## ■ 委員

今まで上がってなかつたのだなというのが少し残念です。もう1事業所ぐらいに増やしてくださいということは私の方でもご要望したことがあるので、ここで議論することではないかと思いますけれども。

■会長

これは市の方が申し込みを受け付けて、業者さんの方にお願いするというそういうことで良いのですか。

■委員

そうです。

■会長

そうするとでも市の方は新しい人が入れないという認識はないというお話でしたけれども、市の方にはまだ申し込んでないということで良いですか。委員。

■委員

1事業所では足りないのでというお話はしたことがあります。

■会長

利用者さんが市の方に使いたいという申し込みをまだしていないから、市の方はそういった実態は把握していないということになると思うのですけれども、市の方に行ったけれども利用出来ないと言われてしまったということだったのでしょうか。委員がご存知の事例で言いますと。

■委員

訪問入浴が出来る人というのは限定されていて、その方がまず登録をしないと訪問入浴が出来なくて登録をしたらその後、その事業所に風呂に浸かりたいのですけれどもというふうにお願いをします。その時にもうちはいっぱいなので、待ってもらっていますというような回答が来ることがあるので。

■会長

そうすると登録は出来ていると、だけれども実際には来てもらえない。そういうことですか。

■委員

そうです。

■会長

そうすると市の方は、登録はしているけれどもその後の業者さんの方の対応が十分に出来ていない。だけどその実態を市の方は把握出来ていない。そういうことになりますか。

■ 委員

そうですね。

■ 会長

ということのようですが、業者さんからそういった要望に応えきれていないですというような報告は上がっていないのでしょうか。

■ 事務局

もしかすると入浴の事業もいくつかあるので、この訪問入浴事業なのかどうかというのがあるのですけれどもそうではない。

■ 委員

はい。

■ 事務局

また具体的な状況をお伺いしてもよろしいですか。

■ 会長

そうですね。

■ 事務局

事業所からは直接そういったお話は受けていないというのが、今までの状況だったという認識でしたので。

■ 会長

わかりました。では委員の認識と市の方が把握している認識に食い違いがあるみたいなのでそこは少し摺り合わせをしていただいて、不足していれば確かに○というのは評価として適切ではないかなと思いますので、これも次回検討させていただいてよろしいでしょうか。それまでに少しそり合わせをしていただいてよろしいですか。はい。他にいかがでしょうか。はい。委員。

■ 委員

番号96。これは「入院・入所中の方の地域移行のため、グループホームの体験利用を行います。」という事業が事業内容になっていて、令和3年、4年は23人、7人、令和5年には12人と、これは精神科病院の入院者で捉えているのでしょうか。それで体験利用者12名は令和5年でいて、実際に体験なので試泊というか何日か病院から外出届を出してグループホームに入居して体験するという内容だと思うのですけれども、この12名体験しただけで前後の令和3年から4年も30名いらっしゃるのですけれども、退院された方というのはいますか。

■ 会長

では体験利用された後に実際に退院した方がいらっしゃるかどうかということですね。

■ 委員

はい。

■ 会長

はい。ではもし事務局把握されているようでしたらお願ひします。

■ 事務局

こちらの体験利用数は体験希望として支給決定をしてご利用になつた方の人数でして、必ずしも精神科病院からの体験利用という方には限らない数となっております。

■ 委員

ではどういう障害の方になりますか。

■ 事務局

精神障害の方、身体障害、知的障害の方の区別なく、体験利用という形でのサービスの支給決定を受けた方という形。

■ 委員

ではその中で精神障害の方はどのくらいますか。

■ 事務局

この状況では数が出せないと後、重複の方も最近多いでするので純粋に精神疾患の方という形で出すのが、個人は追えない数字となっておりますので難しいと思います。

■ 委員

はい。わかりました。ではこれは障害ということ全てが入った人数で病院からということですよね。

■ 事務局

最近病院にも限っていない状況ですので、自宅からグループホームに移る方も含まれている数字となっております。

■ 委員

入院・入所中の方々と入っていたものですから、地域移行ということなのでそれとは限っていないということですね。では全くその病院との関係もなく、病院も入っていたかもしれないし自宅からもあるかもしれないしという人数と総合で全ての障害者で良いのでしょうか。

■ 事務局

こちら入院・入所中の方に限ったグループホームの体験利用の数ではなく、グループホーム、共同生活援助を使いたいという方の体験利用の数となっておりますので、そのようになっております。申し訳ございません。

■ 会長

体験利用の支給決定者数ということで良いのですよね。

■ 事務局

さようでございます。

■ 委員

限ったことではないということもわかったので良いです。ありがとうございます。

■ 会長

よろしいですか。はい。委員。

## ■ 委員

ページ数は105でございます。「自立支援医療・医療費助成の充実」。これは自立支援医療においては精神の当事者の家族といたしましては、総合支援法の上では通院、デイケア、それから訪問看護だけが対象になっていて、身体、知的の方はその障害に関わる治療を要する入院も支給対象になっているというふうに私は理解しております。ところが精神については医療保護入院というように当事者にとっては強制的に入院させられるものも、一般医療保険による3割負担を強いられているということで、非常に不満の大きいところでございます。ですから国に対しては自立支援医療費については、入院も対象にしてくれということが1点我々国に対してやっていること、医療費の助成については東京都の丸障だと思いますが、皆さんご存知の通り心身障害者医療費助成制度ですけれども、現在これは身体、知的は手帳1級だけではなく2級も対象にされているにも関わらず、精神は手帳1級に限られているという我々の立場からすると差別されている意識を持っており、これは我々も都に対しては要請を引き続きやっております。そういう意味では府中市においても国・東京都へそれぞれ要請していただいていることにまず感謝申し上げたいと思います。ここで質問ですがこのR5の方にも毎年度同じことを書かれております。「都に寄せられている要望や検討状況の確認を行った。」。それでは都の方から現在丸障について精神について1級だけではなくて、手帳2級にまで拡充してくれというような我々の要望をもし府中市の方から伝えていただいているのであれば、都の方の説明状況はいかがでございましょうか。回答は。

## ■ 会長

では事務局からお願ひいたします。

## ■ 事務局

こちらは東京都に寄せられている要望の状況、東京都の方から市の方で情報が流れているものについて改めて確認させていただいて、具体的なお話もありましたのでその部分がそういった中にも入っているか、次回またご報告させていただければと思います。

## ■ 委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。この点は今後毎年同じふうに努力していただいていると思うので○になっていますけ

れども、前進がないというところで都を動かすために例えば、他の市町村と一緒にタイアップして圧力を加えていくとかということもしなくてはいけないと思いますので、そういうところもＡＣＴに盛り込んでもいいのかなと私は思っておるところです。以上です。

### ■会長

はい。ありがとうございました。確認を行ったと過去形になっていますから行った結果について教えていただけたらと思います。他にいかがでしょうか。はい。委員。

### ■委員

次回で良いのですけれども、96番、97番辺りになるのですけれどもグループホームや施設入所に関わって、基本目標は「安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」というふうに考えるとこの地域生活というのは要するに住み慣れたとか、ご本人が選択したとか、そういうイメージになるかというふうに勝手な解釈もしてになりますけれども、要するにぜひ次回でもお知らせいただきたいのは他の都道府県のグループホームとか施設に、府中の支給決定で入っている方がどれくらいいるか、要するにグループホームも利用出来ている、施設も利用出来ているのだけれど実は他県ですというような方の数はどれくらいなのかというのを、あるいはそれが実は増えているとかいうことだと数としては増えているのだけれど果たして安心して地域生活を送っているということにはなるのかなということもあると思うので、その辺の数がもしわかれれば次回ぜひご報告いただけると良いと思います。

### ■会長

はい。ありがとうございました。これは居住地特例の対象になっていますからたぶん数字は市の方は把握されていると思いますので、次回教えていただくということでよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。はい。委員、どうぞ。

### ■委員

97番なのですけれども、入所支援は減らしていくという目標がある中で減っていないところ、人数が減っていないので〇で良いのだろうかというのが数字的にあります。あと調べておいてほしいことなのですけれども、77番の東京都の住宅施策とか、福祉施策というところで今回

も東京都からの募集がなかったため、未実施で×なのですけれども今東京都はそれを積極的に行っているのかどうか、東京都が福祉事業者に貸していたものも貸しませんと言っている事例もあるということなので、この事業自体があるのかどうかの確認をしていただけすると良いかなというふうに思います。

### ■会長

はい。ありがとうございました。では先の施設入所支援の部分ですけれども、ここについては報酬について請求に基づき給付を行ってという計画になっているから給付を行ったら〇で、障害者計画や障害福祉計画を見ると、ここは入所者が減っていないので×という評価になっているのですよね。だからそちらの方の評価になるのではないかと思います。それでよろしいでしょうか。委員。

### ■委員

はい。大丈夫です。

### ■会長

では先ほどの未利用地については今もこの事業があるかどうか、もし事務局でわかりましたらお願ひします。

### ■事務局

こちらも東京都の事業が継続されているか確認させていただいて、また状況をお伝え出来ればと思います。以上です。

### ■会長

わかりました。他にいかがでしょう。よろしいですか。

(発言者なし)

### ■会長

はい。そしたら目標5が終わったところでもう時間も過ぎてしまっています、次回もう1回検討出来るということなので今日はここまででもよろしいですか。中途半端ですけれども目標6は次回に回して大丈夫でしょうか。でないと半ぐらいになってしまふと思うので。

■ 事務局

次の審議の前に先ほどの法定雇用率の状況だけお伝えさせなければと思うのですけれども。

■ 会長

はい。ではお願ひします。何番。

■ 事務局

42番の法定雇用率の達成状況ということで、令和3年度が市の雇用率が1.71%で、法定雇用率が2.5%、令和4年度が1.70%、法定雇用率が同じく2.5%、令和5年度が2.1%、法定雇用率が2.6%となっております。この状況でまた次回ご審議の参考にしていただければと思いますのでよろしくお願ひします。

■ 会長

はい。ありがとうございました。一応数字はご報告いただいたということで評価については次回検討したいと思います。はい。委員。

■ 委員

先ほど地方自治体の法定雇用率2.8ということで申し上げたのですが、令和6年4月からさらに0.2上がって3.0になっているようですが、どんどんまた差が開いている感じはするのですが、令和5年の評価なので良いのですけれども、現状でいうともう地方自治体の法定雇用率が3.0に令和6年の4月からからはなっているようです。修正して訂正いたします。

■ 会長

令和5年度2.6%。

■ 委員

8ではないですかね。2.8のような気がするのですけれども。

■ 会長

事務局いかがですか。

■ 事務局

市のホームページを確認して法定雇用率2.6%の記載があったのでお伝えしてしまったのですが。

### ■委員

厚労省でいうと2.8だったと思うのですが、ごめんなさい。もはつきりした記憶で情報ではないですが。

### ■会長

ではそこも含めて次回またご確認いただいてよろしいでしょうか。2.8だったような。そこは法律ですから確認すればわかると思いますので。はい。それでは計画の進捗状況の確認は以上で、次回は目標6と障害福祉計画と障害児福祉計画の進行管理をしたいと思います。それと会議が終わる前に1点だけこれも次回に向けてということなのですけれども、以前に府中市内の通所の施設で虐待があったというようなことが新聞記事に出たと思うのですよね。それで実は昨日だったと思うのですけれども、共同通信からインターネットにかなり長文の記事が出まして、その法人で第三者委員会を作つて報告書を作成したもの入手したというそういった内容で、皆さんも検索すればきっとネットで確認していただけだと思うのですけれども、その中で取り上げられているのが7年間府中市に通報があったのに、その実態が放置されていたのではないかということを一番問題視しているのですよね。これについては計画の作成に直接関わることではないかもしれないのですけれども、ただそういうといった報道がなされたことを全く僕の中で取り上げずに済ますというのは変かなと思いました、次回市の方にも新聞記者の一方的な情報しか今のところは私も知り得ないので、市の方からもこの間の経緯はどうだったのかというようなご説明を次回していただけたらなと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。では次回事務局の方からこの辺のご説明をいただけたらと思います。ということで以上ですね。すみません。進行が悪くて全部終わらなくて申し訳なかったですが、私の方の進行は以上で終わりにさせていただきまして事務局の方で最後お願いしたいと思います。

## 5. その他

### ■事務局

最後に議事の5といたしまして2点ございます。1点目につきまして

は先ほどの当事者の追加の件をお伝えしたのですけれども、あと同じように前回委員からご意見いただいたおりました傍聴者への情報保障についてですが、傍聴の申し出は協議会の前日までの事前申し込み制となっておりますので、傍聴の申し出の際にご要望があった場合には手話通訳の配置などを行っていきたいというふうに思います。また市のホームページの傍聴募集の記事などに手話通訳の配置が出来る旨などの記載をさせていただいて周知していきたいというふうに思います。最後に2点目といたしまして第3回次回の協議会の開催ですが、2月12日水曜日の午前10時から同じ場所で開催したいと思いますので、委員の皆様にはご出席のほどよろしくお願ひいたします。後日開催案内の方を通知させていただきます。事務局からは以上となります。

### ■会長

はい。それでは会議は終了とさせていただきます。皆さんどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。